

新婚さんの新生活を 応援します

夫婦合計所得が500万円
未満の方が対象です

夫婦共に
39歳以下の方は、
最大30万円を支給
29歳以下の方は、
最大60万円を支給

補助対象経費 (国、県、又は村の他の補助制度とは併用できません)

- 新規の住宅取得費用
- 新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料も含む)
- 結婚に伴う引越し費用(引越業者や運送業者への支払いにかかる実費)
- 結婚に伴う住宅のリフォーム費用(結婚を機に行う修繕、増改築、設備更新工事費用のみ)

補助対象額

令和6年4月1日から交付申請日までの間に支払った費用が対象です。

住居費と引越費用、住宅リフォーム費用を合わせた費用の実費(1,000円未満は切り捨て)または、30万円(29歳以下の方は60万円)のいずれか低い金額

申請期限

令和7年3月10日まで



お問合せ先

下條村役場
総務課企画財政係
TEL: 0260-27-2346 (直通)

※申請ご希望の方は、事前に担当者
までご相談ください。